

「児童デイサービスぱれっと」 風水害 防災計画

（目的）

この計画は、「児童デイサービスぱれっと」近隣で風水害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、風水害から人命を確保するとともに、その災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

この計画は、「児童デイサービスぱれっと」に勤務する職員及び入所又は出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

（施設管理者の責務）

施設管理者は、「児童デイサービスぱれっと」における風水害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、田川市等との連携を図り、気象警報などの警戒避難に関する情報の入手を早期に図るものとする。

そのため、田川市の配信する「緊急速報メール」の受信登録を行うとともに、職員に対しても登録を勧奨する。

さらに、施設管理者は、次の業務を行うものとする。

- （1） 風水害防災計画の作成及び変更
- （2） 施設等の「土砂災害危険箇所」、「土砂災害警戒区域」等への指定状況について、田川市への確認
- （3） 田川市が策定している「地域防災計画」の内容確認
- （4） 田川市からの非常災害・防災情報の連絡体制の整備
- （5） 気象情報に応じた事前対策及び事業の中止判断の実施
- （6） 避難誘導等の指示
- （7） 避難誘導、防災、消火、通報の訓練の実施
- （8） 防災用設備等の点検、不備欠陥設備等の改善
- （9） 建築物、火気使用設備器具、危険物等の点検
- （10） 職員に対する防災に関する研修・教育の実施
- （11） 防災対策委員会の開催

（施設職員の責務）

施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を迅速に果たすものとする。

(利用者等の責務)

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、風水害から身を守るために、避難誘導等に従うものとする。

(各班の任務と組織)

(1) 指揮班

各班と連携し、施設内外の災害及び被害状況等について把握及び施設管理者の支援を実施するとともに、各班へ必要な事項を指示する。また、備蓄食糧及び資材の点検・確保等を行う。

(2) 情報収集・伝達班

田川市の防災担当課及び消防署から送信される気象警報、土砂災害警戒情報、勧告、指示などの情報及び「災害情報メール」、テレビ、ラジオからの情報を迅速に入手し、指揮班に伝達する。

また、入手した情報（がけ崩れの前兆現象や被災した際の被害状況など）を適宜、田川市近隣市町村・消防署等へ通報する。

(3) 避難誘導班

避難準備情報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れの前兆などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。（火災が発生した場合においても、同様に利用者等を安全な場所へ誘導する。）

(4) 消火班

火災が発生した場合において、迅速に消火器等により初期消火を行う。

(5) 応急救護班

負傷者に対する応急措置及び救急隊と連携し、速やかに救護所を設置し救護を行うとともに、必要に応じて指定した医療機関に移送する。

(防災・災害情報受伝達)

(1) 田川市の防災担当課からの情報

(気象情報・土砂災害警戒情報・避難準備情報・避難勧告・指示)

※田川市防災マップ（風水害ハザードマップ）参照

(2) 施設から田川市防災担当課及び消防署へ発信する情報

(崖崩れ前兆現象・被害状況・その他)

(3) 緊急連絡一覧

※防災関係機関一覧表、従業員緊急連絡簿、福智町防災マップ参照

※情報受伝達系統図及び緊急連絡先一覧を施設内に掲示すること。

個人情報については、取り扱い注意

(事前対策及び事業の中止)

施設管理者は、台風の接近及び大雨洪水警報の発令等の気象情報から、土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、事前対策として施設職員の増員と役割確認、施設職員に対し、備蓄品等の非常持ち出し品の準備、災害の予防措置を指示するとともに、避難先への連絡及び患者搬送車等移送手段の確保等、迅速な避難体制を整えるとともに（放課後デイサービス）の中止を検討する。

【災害の予防措置】

- ・建物等に付随する施設・工作物（看板・窓・屋根瓦・外壁等）の倒壊、落下の防止措置
- ・雨樋、排水溝、調整池の障害物の除去措置
- ・施設内の危険物等の転倒、落下、火気使用設備機器及び漏油による発火防止措置

(警戒体制)

施設管理者は、土砂災害等の危険性や前兆現象等に応じて、警戒避難体制等の準備等を行う。

- ・気象情報に応じた警戒体制の準備（大雨洪水情報、暴風雨情報、大雨情報）
- ・土砂崩れへの備え・浸水に備えての上階への避難
- ・ガラス破損時の粘着テープの準備
- ・防水版、金具、工具の準備
- ・車輛の安全な場所への移動

【備蓄品】

備蓄品目	備蓄場所	備考
白米、乾麺、缶詰、梅干し、調味料、飲料水、乾パン類	食品庫	
携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、発電機、無線機	事務室	
応急医薬品（消毒薬、鎮痛剤、下痢止め、応急セット、包帯、絆創膏、カットバン、ガーゼ、目薬、携帯用吸入器及び酸素ボンベ、AED等）、オムツ（紙オムツ）	医務室	

(避難誘導等)

避難誘導班は施設管理者の指示のもとに、速やかに利用者等を安全な場所に避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の原則

- ・施設内の2階層以上の崖斜面と反対側へ避難誘導する。
- ・施設内で危険区域から外れた場所へ避難誘導する。
- ・施設の車輛や介護タクシー等を活用して、あらかじめ選定した避難場所、又は、施設外の警戒区域外へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

(i) 自主避難の判断

- ・次に示す土砂災害等の前兆現象を確認した際には、田川市からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。

【土砂災害等の前兆現象】

- 1 崖の表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- 2 崖から水が噴き出す。(新たな湧水の発生)
- 3 小石がパラパラと落ちる。
- 4 崖からの水が濁り出す。
- 5 崖の樹木が傾く。
- 6 樹木の根が切れる音がする。
- 7 樹木の倒れる音がする。(倒木)
- 8 崖に割れ目が見える。
- 9 斜面がふくらみだす。
- 10 地鳴りがする。

(ii) 田川市防災担当課等からの情報に基づく判断

- ・直ちに避難の準備及び避難を開始する。

- 1 大雨洪水警報：避難準備開始
- 2 避難準備情報及び土砂災害警戒情報：避難開始
- 3 避難勧告：避難開始
- 4 避難指示：避難開始

(3) 避難の方法

(i) 施設内

- ・ストレッチャー ・担架 ・車いす ・ベッド

(ii) 階段

- ・徒歩(歩行可能者) ・担架搬送 ・いす搬送 ・背負い搬送
- ※ 予め、利用者毎に避難(搬送)方法を決めて表示しておくこと。

(4) 避難経路の選定

施設内の避難経路は、別紙「施設名 避難経路図」のとおりする。

(施設内に図面に予め避難経路を記載し、誰もが確認できる場所に掲示する。)

(5) 施設外避難

施設内に避難できない場合は、福智町が指定した避難場所に避難する。

移送手段は施設保有の車輛、患者搬送車及び介護タクシー等を活用する。

【避難場所】

田川市立田川小学校

【治療を要する場合の応急先】

応急先

(6) 地域との連携

近隣施設との応援協定に基づき、避難誘導の支援を依頼する。

なお、応援協定を締結している施設近隣地域に避難勧告等が発令されている場合は、避難対象区域内の住民の避難場所として施設を開放する。

(防災研修)

施設管理者は、土砂災害等の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項を職員及び利用者等に研修し、情報受伝達や自主避難の重要性の理解の徹底を図る。

【研修内容】

- (i) 土砂災害の危険性
- (ii) 土砂災害の前兆現象
- (iii) 情報受伝達体制（情報の受け方、発信方法）
- (iv) 避難判断・誘導
（自主避難の判断・誰が、誰を、どこへ誘導、要介護者の避難方法、階段避難方法）
- (v) 防災計画の周知

区 分		実施回数	実施要領
職員	新規採用	採用時 1 回	設備器具の取扱い、実技、防災計画の内容、防災用設備の点検、田川市防災計画の概要、ハザードマップの概要
	一般職員	年2回	
利用者 家族	新規利用	開始時 1回	避難経路、避難場所、家族等への連絡方法など 防災計画の説明
	継続利用	年1回	

(防災訓練)

施設管理者は、毎年度、土砂災害等を想定した訓練計画を定め、防災訓練を実施する。また、年1回は消防機関の立会を求め、指導を受けるとともに、田川市や地域自治防災組織が実施する防災訓練等にも参加する。

【防災訓練計画（例）】

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	2月・10月	通報訓練	2月・10月
避難訓練	2月・10月	震災訓練	10月
うち土砂災害	2月	風水害訓練	10月
		総合訓練	2月

【参考資料】

1. 警報発令時又は土砂災害等発生時の職員等行動チャート

※各施設において、実情に応じて作成

2. 警報と注意報の種類

種類	警報	注意報
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある予想される場合に行う	大雨によって災害が予想される場合に行う。
洪水	大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、重大な災害が起こると予想される場合に行う。	大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、大規模な災害が起こると予想される場合に行う。
<p>○警報は重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するために発表される。</p> <p>○注意報は災害の起こるおそれがある旨を注意喚起するために発表される。</p>		

1. 台風の大きさと強さ

階級	最大風速
強い	33 m/s(64ノット)以上～44 m/s(85ノット)未満
非常に強い	44 m/s(64ノット)以上～54 m/s(85ノット)未満

2. 防災に関するチェックシート

区分	チェック項目	結果
1 立地条件と災害予測		
1-1	施設の立地条件（環境）や予測される災害を把握していますか。	
2 役割分担の決定		
2-1	災害時の役割分担を定めていますか。	
3 連絡体制の整備		
3-1	職員への防災連絡体制を定めていますか。	
3-2	防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成していますか。	
3-3	電話が使えない場合に他の方法を定めていますか。	
4 職員の招集・参集基準の決定		
4-1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	
5 施設利用者情報の把握		

	5 - 1	利用者に関する情報を一覧表にして整理していますか。	
6 情報収集			
	6 - 1	気象情報等必要な情報の入手方法をリストアップしていますか。	
7 避難の判断			
	7 - 1	避難の判断基準を定めていますか。	
8 災害に応じた避難方法の検討			
	8 - 1	夜間や休日における職員の招集・参集基準を設けていますか。	
9 食糧等備蓄品の準備			
	9 - 1	災害時に必要な食糧などの備蓄品リストを作成していますか。	
10 施設、設備の定期的な点検			
	10 - 1	施設の安全対策チェックリスト等を作成していますか。	
11 施設周辺の定期的な点検			
	11 - 1	定期的に、周辺の気になる箇所を確認する点検箇所リストを作成していますか。	
12 職員への防災教育			
	12 - 1	職員への防災教育（研修）を実施していますか。	
13 防災訓練の実施			
	13 - 1	定期的に防災訓練を実施していますか。	